

(29) プールの管理及び使用について

第1条(目的) この規則は、枚方市立山田中学校プール(以下「プール」という。)の管理及び使用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2条(使用期間等)

- 1 プールの使用期間は、体育科で判断するが、おおむね毎年6月初旬に開始し、9月末に閉鎖するものとする。
- 2 プールの使用時間は、原則として午前8時30分から午後5時00分までとする。

第3条(維持管理) 校長は、プールを円滑に運営させるため、濾過器の定期的な点検をし、水質管理に努めるなど、適正な維持管理に努めなければならない。

第4条(換水) プールの換水は、事前に枚方市教育委員会(以下「委員会」という)に指示された日とする。臨時で給水をしなければならないときは、委員会の承認を得るものとする。排水(水の無い期間)については、枚方消防署に届けるものとする。

第5条(常備品) プールには、管理日誌を置き、必要事項を毎日記入しなければならない。

第6条(使用者) プールを使用できる者は、次のものとする。

- (1) 枚方市立山田中学校生徒と中体連等の大会、記録会に参加する生徒並びに指導監督者
- (2) 委員会主催による研修会等の参加者及び指導者
- (3) 枚方市教育委員会所管に係る財産および公の施設使用規則に基づく、市内の社会教育関係団体で、校長の承諾を得て、委員会が許可したもの

第7条(使用責任者) プールの使用責任者は、前条各号に規定する者のうち、指導又は監督的立場にあるものとする。

第8条(プールの使用)

- 1 プールの使用に際しては、校長の指示に従わなければならない。
- 2 使用責任者は、プールの使用が終わったときは、管理日誌に必要事項を記載し、その使用状況を校長に報告しなければならない。

プール使用に関する規則について(使用管理マニュアル)

1. 生徒の安全管理について

生徒の健康状態を常に把握すること・・・水泳は、水という環境の中で全身を使い、水温、気温の影響を受けながら展開される運動であるので、生徒の健康状態によっては事故につながりやすいことに留意すること。

指導監督者・・・①生徒の健康状態等を水泳の授業を実施するにあたり、養護教諭、担任から情報の収集に努める。

②使用中に体調の不良を訴えた生徒がいた場合は、養護教諭に伝えるとともに担任にも伝え、様子を見る。

養護教諭、担任・・・①プールの使用にあたり配慮を要する生徒の状況等を指導監督者に連絡しておく。

②指導監督者から体調不良を訴えた生徒の連絡を受けた場合は、経過観察をするとともに、保護者に連絡を取り適切に対処する。

2. 施設・設備について

- 排水溝・・・・・・・・①プールの使用前には、排水溝のふたがねじ等でしっかり固定されていることを目視だけでなく触診して確認する。
②排水溝の吸い込み防止金具がしっかり設置されていることを確認する。
③①と②に異常がある場合は、プールの使用を中止し補修に努める。
- プールサイド・・・・①使用開始前には、周辺の整理整頓をする。
②補修の必要な箇所を発見した場合は、早急の修理に努める。生徒や他の教員に注意喚起する。
- 浄化装置・・・・・・・・①プールの使用前には、適切に動いていることを確認する。
②プールに関わるすべての教員に適切な操作が出来るよう努める。
- 水質管理・・・・・・・・①常に水質（水温・塩素濃度・濁度・浮遊物）に注意をし、管理日誌に記
をする。

3. 水泳指導について

- ①水温と気温・・・・・・・・プールの使用にあたり、水温・気温・日照に注意を払い、生徒の健康状態を把握しながら行うこと。
- ②準備体操・・・・・・・・プールの使用する生徒には、十分な準備体操、シャワー等での体の清潔を保たせる。
- ③人員点呼・・・・・・・・人員点呼は生徒の安全を確認する上での基本と考え、プールの使用前と終了後は必ず行うこと
- ④入水時間と休憩・生徒の健康状態と水温・気温とを考慮し、入水時間と休憩時間を適切に取ること。
- ⑤監視・・・・・・・・プールの使用中は、常に監視をし、異常があれば直ちに全員を水から上げ、適切に対処するとともに、応援を求める。

4. 救助方法と応急手当

- ①プール使用に関わる教員だけでなく教員は救命講習の受講に努める。
- ②プールの使用に関わる教員は、AEDの設置場所（管理棟職員室前）と使用方法を知り、緊急時に使えるように努める。

5. 緊急時の対応について

- ①応急手当を行いながら、職員室に連絡する。
- ②校長（教頭）が119通報を行う。
- ③保護者など関係箇所に連絡する。